

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

訪問系サービス編説明要旨

1 主な関係法令・通知について（P 1～）

障害福祉サービス事業所の運営等に関係する法令及び通知を把握するとともに、厚生労働省の基準省令に対して県条例において県が独自基準を定めている事項について、留意してください。

2 サービスの運営等に関する留意事項について（P 3～）

基準省令（県基準条例）の主な規定について、指導・監査における指摘事項を挙げながら、説明しているので、事業所の運営に当たり参考にしてください。

令和4年度から次の項目について「虐待防止措置」と「身体拘束等の適正化に係る措置」が義務化されています（1年間の経過措置終了）。

また、令和6年度から「業務継続計画の策定」と「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」が義務化されます（令和5年度で経過措置期間終了）ので、対応をお願いします。

3 報酬に関する事項について（P 21～）

基本報酬及び各種加算の算定に必要な基礎的な事項と取扱いについて説明しています。

（1）身体拘束廃止未実施減算（P 39）

令和5年度から訪問系サービスにおいても身体拘束廃止未実施減算が適用されます。運営基準に示された要件を満たしていない場合は、減算対象となりますのでご留意願います。

（2）特定事業所加算（P 40）

算定要件の一覧を掲載しています。①従業者への研修実施や会議の定期的開催等の体制要件、②有資格者の割合等の基準を示した人材要件、③一定の区分以上の利用者の割合等の基準を示した重度障害者対応要件があります。また、当該加算はⅠからⅣまでの計4種の区分がありますが、それぞれどの要件が必要かをお示ししています。

加算を算定する場合は、要件を厳重に確認願います。

現在当該加算を算定している場合は、各区分で必要な要件について再度確認いただくとともに、算定できなくなる状況が生じた場合や、算定できなくなることができなくなる場合が明らかな場合は、速やかに県民局に届け出てください。

4 参考資料（P 55～）

指定基準上作成が必要な書類の様式や記入例を掲載しています。

- ・ 契約内容（障害福祉サービス等受給者記載事項）報告書（P 58）
- ・ 居宅介護サービス提供実績記録票（P 59）
- ・ 法定代理受領のお知らせ（P 60）

令和5年3月指導監査室